

令和2年度第3回定時理事会議事録

1 日時

令和3年3月16日（火）午前10時00分から午前11時00分まで

2 場所

小平市美園町1丁目8番5号 小平市民文化会館 地下1階レセプションホール

3 出席者

(1) 来館による出席者

理事：教山裕一郎（代表理事・議長）、栗山丈弘、篠宮智己、玉置善己

監事：関口徹夫

(2) オンラインによる出席者

理事：剣持庸一

監事：高橋昭

(3) 遅参による出席者

なし

(4) 欠席者

なし

(5) 事務局

近藤事務局長兼総務課長、新井事業課長、玉井事業担当係長、小山ふるさと村担当係長、窪田管理担当係長、益子総務担当係長

4 議題

第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和3年度事業計画について」

第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和3年度収支予算について」

第3号議案「公益財団法人小平市文化振興財団評議員選定委員会選定委員の選任について」

第4号議案「公益財団法人小平市文化振興財団評議員候補者の推薦について」

第5号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和2年度第3回定時評議員会の招集について」

5 議事の経過とその結果

午前10時00分、教山代表理事（以下「教山議長」という。）が、来館による出席者とオンラインによる出席者において、双方向性、即時性を確認し開会を宣言した。

(1) 定足数の確認

近藤事務局長兼総務課長（以下「近藤事務局長」という。）より、会議成立に必要な定足数について、理事の現在数5名、会議の定足数3名のところ、本日の出席者5名という報告があり、定款第35条の規定により定足数に達しているので会議は成立している旨が確認された。

議事に入る前に、新型コロナウイルスに関連し、国内で多くの対策がとられていることを踏まえ、財団の現在の対応状況について、事務局に説明を求めた。

教山議長の求めに応じて、近藤事務局長から、次のような説明があった。

昨年12月の前回の理事会では、令和2年度の上半期を中心とした新型コロナウイルス感染症に対する財団の対応の概要について説明したが、本日は、その後のこれまでの対応状況について、すでに役員の皆様には通知で報告したところであるが、改めて説明する。

昨年末から令和3年に入り、新型コロナウイルス感染症が再拡大する傾向となったことから、令和3年1月7日（木）に、国から緊急事態宣言が発令された。また、同日に東京都からは施設の使用制限・イベントの開催制限に関する緊急事態措置等が発出され、1月8日（金）から2月7日（日）までの間、都内各施設等への営業時間短縮等の措置の要請等がなされた。

これを受け、当財団においては、令和3年1月9日（土）から2月7日（日）までの間、小平市民文化会館のホール・練習室等の夜間区分の施設利用を午後8時までとする、ホール等でのイベント等開催については終演時間を午後8時までとする、すべての施設の利用人数の定員を50%に制限する、すべての施設利用の夜間区分の新規受付の停止といった使用制限措置を実施したところである。

その後、令和3年2月2日（火）には、国の緊急事態宣言が3月7日（日）まで延長されることが決定され、東京都においても施設の使用制限・イベントの開催制限に関する緊急事態措置等の同日までの延長が決定されたことから、当財団においても使用制限措置を3月7日（日）まで延長したところである。

その後、令和3年3月5日（金）には、国の緊急事態宣言が3月21日（日）まで再延長されることが決定され、東京都においても施設の使用制限・イベントの開催制限に関する緊急事態措置等の同日までの再延長が決定されたことから、当財団においても使用制限措置を3月21日（日）まで再延長し、今日に至っている。

続いて、こちらも役員の皆様宛の通知で報告したところであるが、市民文化会館において従事する職員・スタッフが新型コロナウイルス感染症に感染していることが、1月中旬に1名、3月上旬に1名、新たに確認された。

いずれも、所管の保健所の調査により、他の職員・スタッフに濃厚接触者はいないことが確認され、消毒等を行って、通常どおり業務を継続している。

今後についても、引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する国や東京都等の動向を注視しながら、国等から発せられる考え方やガイドライン等に基づきまして、適切に対応してまいりたいと考えている。

説明は以上である。

議事に入った。

(2) 第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和3年度事業計画について」

(3) 第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和3年度収支予算について」

教山議長が、第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和3年度事業計画について」及び第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和3年度収支予算について」は相互に関連するので、一括して議題とすることについて諮ったところ、全員異議なく両議案を議題とすることとなり、教山議長が事務局に提案説明を求めた。

教山議長の求めに応じて、まず新井事業課長から次のような説明があった。

第1号議案、公益財団法人小平市文化振興財団令和3年度事業計画について説明する。

昨年12月の理事会において、計画の概要について説明し、承認いただいているので、今回は昨年12月以降、調整や交渉を進めて変動のあった部分を説明する。

はじめに、市民文化会館である。令和3年度の事業計画全体としては、クラシック、伝統芸能、ポップス、家族向け、吹奏楽など多彩なジャンルの公演を計画して、幅広いニーズに応えるように検討した。また、市民活動の育成、支援なども継続して行い、文化活動の向上を図っていく。

第1号議案資料4ページの資料「令和3年度小平市民文化会館自主事業計画」について説明する。昨年12月の理事会で説明したが、3つの事業目標を掲げ、自主事業を計画した。

一つ目が、新しい生活様式のもとでの事業の実施である。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、感染症拡大防止策を講じながら文化芸術活動を充実させるため、従来の取り組みにとらわれず、創意工夫を重ね、柔軟な対応を取りながら、新しい生活様式のもとで事業を計画する。

二つ目が、東京2020大会文化事業の推進である。オリンピック・パラリンピックは「文化の祭典」でもあることから、大会を文化振興の好機ととらえ事業を計画する。こちらは、小平市文化振興財団単独開催ではなく、小平市と共催という形で調整、計画している。

三つ目が、吹奏楽のまち小平の推進である。楽器クリニックやプロの演奏会、中・高校吹奏楽部の定期演奏会を集中開催する吹奏楽フェスティバルなどを計画する。

続いて、第1号議案資料3ページの令和3年度小平市民文化会館自主事業種別・月別計画表(案)について説明する。表の中で灰色で塗られた4つの事業が、昨年12月の理事会で説明した以降に関係団体等と協議の結果、新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、令和3年度の自主事業として計画しないこととした事業である。

表の一番左側の列の鑑賞事業で6月5日（土）に計画していたルネこだいら名画座、表の左から3列目の育成・支援事業で5月23日（日）に計画していたこだいら雨情うたまつり、12月19日（日）に計画していたこだいら合唱団演奏会、表の右から2列目の歴史文化・地域振興事業で8月14日（土）・15日（日）に計画していた平櫛田中彫刻美術館との共催企画、以上の4事業である。

次に、表の中で黄色で塗られている部分が、昨年12月の理事会で説明した以降に、変更等があったものである。

表の一番左側の列の鑑賞事業では、8月15日（日）にストリート・ピアノ・コンサートを新たに計画した。街中や駅などの公共の場所に設置されていて、誰でも自由に弾けるストリート・ピアノを演奏する様子は、動画投稿サイトのユーチューブを中心に広まり、演奏者のストリート・ピアニストも幅広い世代から人気を得ている。

同じく鑑賞事業では1月7日（金）にルネこだいら演芸館を、3月12日（土）によしもとお笑いまつりを計画した。一番右側の列の、市受託・施設の管理運営事業では10月23日（土）に避難訓練付きコンサートを計画した。

令和3年度については、鑑賞事業は合計31本、啓発事業は合計10本、育成・支援事業は合計7本、歴史文化・地域振興事業は合計6本、小平市からの受託事業・施設の管理運営事業は合計2本、合計56本の自主事業を計画した。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、小平市文化振興財団が主催・共催

する公演を度々延期・中止せざるを得なくなつた。コロナ禍の令和2年度上半期においては、主催・共催公演の再開に向けて、銳意検討、準備を進めてきた。

しかし、結果的には令和2年3月以降、8月下旬までは、主催・共催公演を開催できなかつたため、チケット優先購入やチケット料金割引など、友の会会員特典を受けられる機会が大きく減少したことを踏まえ、令和2年度のルネこだいら友の会会員期限を、令和4年3月31日まで1年延長することとした。告知方法については、令和2年7月に、ルネこだいらホームページと会員の皆さまへ個別に郵送で案内した。

また、会員期限を延長するにあたり、会員の皆さまからは、年会費を新たに頂かないととした。また、新たな手続きも不要とした。

以上が、令和3年度小平市民文化会館自主事業計画（案）である。

次に、小平市民文化会館の施設管理である。第1号議案資料7ページの「令和3年度小平市予算による設備工事、備品購入予定」について説明する。

小平市の予算で行う工事は、空調設備ヒートポンプチラーユニット（冷温水発生機）改修工事と、2階エントランスロビー外階段出入口自動ドア設置工事を予定している。また、小平市の予算で行う備品購入は、中ホール譜面台台車の購入を予定している。

次に、第1号議案資料8ページの「令和3年度小平市民文化会館修繕計画一覧」について説明する。

小平市文化振興財団の予算で行う修繕の計画は、流水池濾過器集水ストレーナー及びカートリッジ交換修繕、1階情報ロビー系統誘導灯バッテリー交換修繕、男性用トイレ小便器用センサー交換修繕、大ホール客席椅子張替修繕などの老朽化対策や、大ホール客席誘導灯LED化修繕、大・中ホール樂屋照明器具交換修繕、大ホールロビー水銀灯照明器具交換修繕など、合計12件を計画した。

また、来館者の意見をうかがう方法として、自主事業では公演ごとにアンケートを行うほか、小平市文化振興財団主催・共催公演を鑑賞して、企画内容や当日の運営への意見・感想をレポートとして提出していただく、ルネ鑑賞モニターを募集する。いただいた意見などは、今後的小平市民文化会館の企画運営に反映させていく。

練習室やホールなどの施設の利用者にも、施設利用に関するアンケートを行い、施設の使い勝手や、職員の応対などについて意見をうかがい、より一層のサービス改善と利用者の満足度の向上に努めていく。

小平市民文化会館については、以上である。

次に、小平ふるさと村の事業計画である。

第1号議案資料6ページの「令和3年度小平ふるさと村自主事業計画（案）」について説明する。

小平ふるさと村についても、昨年12月の理事会で説明したように、3つの事業目標を掲げ、自主事業を計画した。

一つ目は、新しい生活様式のもとでの事業の実施である。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、感染症拡大防止策を講じながら文化の継承と地域振興を充実させるため、従来の取り組みにとらわれず、創意工夫を重ね、柔軟な対応を取りながら、新しい生活様式のもとで事業を計画する。

二つ目は、東京2020大会文化事業の推進である。

オリンピック・パラリンピックは「文化の祭典」でもあることから、大会を文化振興の好機ととらえ事業を計画する。

三つ目は、地域の歴史・伝統文化の継承と「にぎわい」の創出である。

地域の歴史や伝統文化を楽しむ行事を実施し、次世代に継承していく。また、市民や来園者が楽しめる「にぎわい」のある催しを行い、訪れる機会を創出する。

次に、第1号議案資料5ページの「令和3年度小平ふるさと村自主事業種別・月別計画表(案)」について説明する。

表の中で黄色で塗られている部分が昨年12月の理事会で説明した以降に変更等があったものである。表の左半分の郷土の歴史的文化の継承事業では、4月3日（土）に紙芝居を楽しもう、を計画したほか、12月18日から1月16日まで、郷土かるた・昔遊びの展示、1月21日から2月18日まで昭和の結婚式の展示を計画した。

表の右半分の、地域の振興に関する事業では、4月24日（土）に、春の手づくり市を計画した。

令和3年度については、郷土の歴史的文化の継承に関する事業は32本、地域の振興に関する事業は、通年で実施している観光案内事業、特産品販売事業をそれぞれ1事業と数え13本、合計45本の自主事業を計画した。

なお、小平ふるさと村では、令和3年度は大規模な工事は予定していない。

また、小平ふるさと村でもアンケートを行い、来園者の意見をうかがい、施設運営、事業運営に反映させていく。

以上が小平ふるさと村の概要である。

第1号議案、公益財団法人小平市文化振興財団 令和3年度 事業計画（案）についての説明は以上である。

続いて、近藤事務局長より次のような説明があった。

第2号議案「小平市文化振興財団令和3年度収支予算について」について説明する。

それでは第2号議案資料について説明する。3ページの収支予算書（正味財産増減計算書）内訳表にそって説明する。それでは、会計別に区分された「収支予算書（正味財産増減計算書）内訳表」について説明する。まず、科目欄Iの一般正味財産増減の部、1の経常増減の部、（1）の経常収益であるが、①の基本財産運用益は、基本財産を地方債で運用している収益であり、10万円の収益を法人会計に計上している。

③の事業収益であるが、自主事業収入のうち主催事業に係る入場料（チケット）収入、3,553万5,000円を公益目的事業会計に、受託チケットや公演関連商品の販売手数料収入、75万4,000円を収益事業等会計の収1に計上している。その下の事業受託収入は、市から受託して実施する成人式のアトラクションの経費収入として、45万3,000円を公益目的事業会計に計上している。

施設管理収入は、市民文化会館と小平ふるさと村の市からの指定管理料収入であり、主に財団職員の人工費、会館等の清掃、警備、受付業務等や会館の舞台の操作業務委託等の施設の管理運営に要する経費で施設貸出事業のうち公益目的外の施設貸出に相当する割合である25%に当たる7,663万5,750円を収益事業等会計の他1に計上し、残りを公益目的事業会計に3億

8, 378万5, 250円、法人会計に205万2, 000円を計上している。

会費収入は、ルネコだいら友の会の会費収入であり、会員期間の延長の措置に伴い、前年度より減額後の80万円を公益目的事業会計に計上している。広告収入は、ルネコだいらの情報紙の広告の収入であり、90万円を公益目的事業会計に計上している。

次に、④の受取補助金等であるが、管理費の職員人件費相当額として、総務課職員人件費の5%を市からの補助金で賄うものとして、156万6, 000円を法人会計に計上している。また、受取民間助成金等は、公益財団法人東京都歴史文化財団との事業共催分担金収入であり、250万円を公益目的事業会計に計上している。

⑦の雑収益は共催事業に係るチケット販売手数料の収入や小平ふるさと村事業参加費収入などであり、327万7, 000円を公益目的事業会計に計上している。

全体の経常収益合計額は、5億835万8, 000円となっている。以上が経常収益関係である。

次に、(2)の経常費用に移る。①の事業費であるが、4億3, 127万8, 250円を「公益目的事業会計、公1」の芸術文化及び地域の振興の会計に計上している。「収益事業等会計」は、「収1」の受託チケット等の販売の会計に10万9, 000円、「他1」の施設の公益目的外貸出の会計に7, 663万5, 750円を計上している。事業費の合計額は、5億802万3, 000円である。

次に、②の管理費であるが、4ページに371万8, 000円を「法人会計」に計上している。

全体の経常費用合計額は、5億1, 174万1, 000円となっている。以上が、経常費用関係である。

この結果、当期経常増減額は、公益目的事業会計は402万8, 000円のマイナスとなり、公益目的事業は原則として黒字になってはならないという、収支相償を満たしている。

収益事業等会計の収1は、64万5, 000円のプラスとなるが、管理費相当分を控除した64万4, 202円を公益目的事業会計に「他会計振替」として、振り替えている。

次に、同会計の他1では、指定管理料の実費清算的な事業であるため、増減額はゼロとしている。

次に、法人会計であるが、プラスマイナス0円である。

法人全体の当期経常増減額では、マイナス338万3, 000円となり、令和4年3月31日の一般正味財産期末残高は、5, 369万4, 470円、同様に正味財産期末残高は、5億5, 369万4, 470円を見込むものである。

次に、1ページの收支予算書（正味財産増減計算書）である。これは、今、説明した内訳表の右端の合計欄のみを総括的に計上したものである。また、前年度の予算額と比較するものである。

2ページの全体の経常収益合計額は、5億835万8, 000円で、前年度予算に比べ、947万7, 000円、約1. 8%の減となっている。

一方、全体の経常費用合計額は、5億1, 174万1, 000円で、前年度予算に比べ950万5, 000円、約1. 8%の減である。

財団の人員体制については前年度と同様に18名とし、従事割合に応じて各会計の人件費に計上している。

次に、6ページの「資金調達及び設備投資の見込み」についてであるが、当財団においては資金の借入や設備投資の予定がないので、記載のとおりとしている。

令和3年度收支予算書等に関する説明は以上である。

提案説明後、審議に入った。その要旨は次のとおりである。

篠宮理事 小平市民文化会館の計画修繕として800万円、緊急修繕として750万円を予定しているところだが、近年における緊急修繕の費用や内容について、実績等を伺いたい。

新井事業課長 緊急修繕については、直近では舞台関係として音響・マイク関係の修繕を実施した。また、建物の設備関係としては、空調のパイプダクトの修繕等、外側からは見えにくい箇所の修繕を実施している。また、費用に関しては予算額である700万円から800万円の範囲で概ね推移している。

剣持理事 収支予算書の収益関係で、来年度も引き続きコロナ禍の影響から収入面で苦慮することが予想される。文化事業を絶やすことが無いよう、引き続き補助金等の制度を活用してもらいたい。

近藤事務局長 国や東京都の補助金については毎年申請している。東京都の補助金としては、東京都歴史文化財団に申請し、毎年補助金を受けており、来年度も引き続き申請する。また、その他、宝くじ文化公演事業について、該当する事業について申請している。ただし、ここ数年は承認には至っていない。それ以外に、国の芸術文化振興基金による助成金があり、該当する事業については申請しているが、ここ数年は落選している。いずれにしても今後も申請が可能な補助金は引き続き申請していく。

栗山理事 1点目として、小平市民文化会館及び小平ふるさと村の自主事業計画の中で、東京2020大会文化事業の推進を掲げている。世の中の関心は東京2020大会実施の可否であり、中止になる可能性も否定できない情勢である。仮に中止になった場合に、代替案等があれば伺いたい。

2点目として、収支予算書における事業収入は、新型コロナウイルス感染症対策における収容率制限等を受けない前提で計画しているものなのか。

新井事業課長 1点目について、令和2年度についても事業目標として東京2020大会文化事業の推進を掲げていたが、東京2020大会が延期され、当初予定していた事業が実施できなかった。令和3年度についても東京2020大会の実施が不確定なところではあるが、基本的には実施されることを前提に、新型コロナウイルス感染症の情勢を見据えながら小平市と共に協議しながら進めいくことになる。当財団が単独で実施する事業については、展示事業等、コロナ禍で何ができるのかあらゆる方法を模索していく。

近藤事務局長 2点目として、収支予算書を作成した時点で、翌年度の新型コロナウイルス感染症の情勢がどうなっているのか予想することが難しいこともあり、令和3年度の収支予算書は、通常通りの事業展開ができる前提で作成した。

栗山理事 1点目として、東京2020大会のコミュニティーライブサイト配信について、現在の進捗状況を伺いたい。

2点目として、今年度の自主事業について、50%の収容率制限を受けた場合、収支は赤字となるのか。

新井事業課長 1点目について、コミュニティーライブサイトについては、小平市と隨時打ち合わせを続けている。コロナ禍の課題として、どの時点でどのような集客を確保できるのか、

また、コロナ前の計画では同日に複数のライブサイトを行うこととしており、観覧客の入替を伴うため、座席の消毒等、新たな課題が出てきている。現状では、そうした新たな課題に対応しつつ、どうすればより多くの来場者を迎えることができるのか検討しているところである。

近藤事務局長 2点目として、現時点ですべての事業の収支の結果がでているわけではないが、これまで実施済みの自主事業では、延期・中止となった場合でも違約金が発生しないように対応してきている。また、50%の収容率制限を受けた場合は、若干の赤字で収まっている。今後の収支について明確に予想することはできないが、現時点では大きな赤字を出さないように対応している。

剣持理事 コロナ禍において、収入面が厳しくなることはわかる。貸館事業において、信用を欠くような団体に安易に展示室等の施設利用を許可することができないよう配慮してもらいたい。

新井事業課長 コロナ禍の有無に関わらず、ホールの利用については、受付窓口にて対面により利用目的等を丁寧にヒアリングし、施設利用に関する適否の判断を行っている。また、施設予約の段階だけでなく、利用する当日についてもモニター越しに内容を確認したり、実際に現場に行くなどし、状況の把握に努めている。今後についても、これまで以上に状況等の把握を行い、適切にホールが利用されるよう努めていく。

他に質疑はなく、教山議長が第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和3年度事業計画について」の承認を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり承認された。

続いて、教山議長が第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和3年度収支予算について」の承認を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり承認された。

(4) 第3号議案「公益財団法人小平市文化振興財団評議員選定委員会選定委員の選任について」
教山議長の求めに応じて、近藤事務局長から次のような説明があった。

当財団の評議員の選任は、定款第11条第1項の規定により、評議員選定委員会において行うこととなっており、評議員選定委員会は、同条第2項の規定により、評議員1名、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成することとなっている。

第3号議案は、理事会で選任する外部委員を含む評議員選定委員会の委員の選定について、理事会に提案するものである。

「公益財団法人小平市文化振興財団評議員選定委員会名簿（案）」について説明する。

評議員からは磯崎評議員、監事からは関口監事、事務局員からは近藤事務局長兼総務課長を選定するものである。

次に外部委員であるが、井上清明氏におかれては、長年にわたり会計事務所で勤務されるなど、専門的、公平的な立場から評議員の選任にあたっていただけの方である。

次に、内田和夫氏におかれては、前職では嘉悦大学ビジネス創造学部特任教授であられ、現在は社会福祉法人の理事を勤められており、豊富な学識経験とすぐれた識見をお持ちである。

両名とも、選定委員会運営規程第3条第2項に規定にされている当財団又は関連団体の業務を執行する者又は使用人、過去にそのようであった者、またその配偶者及び親族等に該当しないことか

ら、評議員選定委員会委員に適任の方であると考え、提案するものである。

なお、任期は、令和3年3月29日から令和2年度のうち最終のものに関する定時評議員会までである。

説明は以上である。

質疑はなく、教山議長が議案の承認を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり承認された。

(5) 第4号議案「公益財団法人小平市文化振興財団評議員候補者の推薦について」

教山議長の求めに応じて、近藤事務局長から次のような説明があった。

前回の理事会すでに報告しているとおり、今井評議員より令和2年1月4日付で評議員を辞任する旨の届出があったことから、後任の評議員を推薦するものである。

評議員候補者として推薦する木村松子氏は、現在、永年にわたり小平市の民生委員児童委員をつとめておられ、また、小学校の放課後子ども教室や学校経営協議会の活動などもされている。また、小平市ハワイアンフラ連盟に所属され、文化活動にも関わられるなど幅広く活躍されている。

これまでの経験等を踏まえ、評議員としてふさわしい方であると考え、推薦させていただくものである。

評議員候補者の推薦は、定款第11条第4項の規定により、評議員選定委員会に理事会又は評議員会が推薦できることとなっていることから、今回の理事会においてその決議をいただくものである。

第4号議案の「公益財団法人小平市文化振興財団評議員候補者推薦名簿（案）」について説明する。今井評議員の後任として、木村松子氏の推薦をいただければと考えている。

なお、任期であるが、前任の評議員の任期満了となる令和4年度に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会までである。

説明は以上である。

質疑はなく、教山議長が議案の承認を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり承認された。

(6) 第5号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和2年度第3回定時評議員会の招集について」

本案は、評議員会招集について、定款第17条第1項の規定により、評議員会は理事会の決議に基づき代表理事が招集することとなっていることから、その招集の承認決議を得るものである。案件としては、定款第7条第1項において、先ほど審議いただいた議事日程第1及び第2の第1号議案の事業計画及び第2号議案の收支予算については、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならないと規定されていることから、令和3年3月29日（月）午前10時から当館において、第3回定時評議員会を開催し、審議していただく予定である。

質疑はなく、教山議長が議案の承認を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり承認され

た。

(7) その他

近藤事務局長から、今井元評議員について次のような説明があった。

令和2年11月まで評議員に就任いただいていた今井美代子氏が、令和3年1月26日（火）に逝去された。今井美代子氏は、平成23年4月より約10年間にわたり評議員に就任いただいていた。また、当財団の評議員の他、小平市文化財保護審議会委員、小平郷土研究会会員として活躍され、小平市の郷土文化に精通されており、小平ふるさと村での事業の実施の際には、様々な助言・協力等をいただくなど幅広く尽力いただいた。

ここに改めて哀悼の意を表すとともに、これまでの多大なる貢献に深く感謝申し上げる。

続けて、近藤事務局長から、人事異動について次のような説明があった。

先日、市の人事異動の内示が行われ、私、近藤は、本年3月31日をもって、小平市文化振興財団事務局長の職を解かれることとなった。

定款第45条3項の規定により、「事務局長は、代表理事が理事会の承認を得て任免する」とされていることから、4月早々に、事務局長の人事について、書面にて承認をいただきたいと考えている。改めて、担当より郵送にて連絡をさせていただく。

総務担当係長から、今後の理事会日程について5月に定時理事会を予定している旨の連絡があった。

午前11時00分、教山議長が来館による出席者とオンラインによる出席者において、双方向性、即時性が支障なく意見表明・決議されたことを確認し、閉会を宣言し会議は終了した。